

長岡地区ソフトウェア産業協議会規約

(目 的)

第1条 本会は、コンピュータ応用の各種ソフトウェア産業並びに情報処理産業に携わる会員相互協力により、情報サービス産業の健全な発展を図るため、諸問題を協議し、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、「長岡地区ソフトウェア産業協議会」と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会員のいずれかの事業所内に設置するものとし、役員会でこれを決定する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦交流
- (2) 会員各社の発展を目的とした共同事業、人材確保、人材育成等に関する事業
- (3) 新技術、新製品、新需要の情報交換及び共同開発
- (4) 他のグループとの交流及び公的機関、教育研究機関との交流
- (5) 見学会、研究会、講演会などの開催
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は、長岡地区に事業所を有する個人または法人で、次のものをもってする。

- (1) コンピュータのプログラム作成及びその作成に関し、調査、分析、助言を行うソフトウェア業を営むもの
- (2) コンピュータ等を用いて委託された情報データ提供及び計算サービス等を行う情報処理サービス、各種コンサルティング、IT 関連機器販売業を営むもの

(役員及び会計監事)

第6条 本会には、次の役員及び会計監事を置く。

- (1) 会 長 1名 本会を代表し、会務を総理すると共に、年次総会、臨時総会及び役員会を主宰して議長となる。
 - (2) 副会長 2名以内 会長を補佐し、会長に支障があるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計監事 1名 本会の会計監査を行う。
- 2 役員任期は2年とし、再任は防げないものとする。また任期終了の役員は、新たに選任された役員が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

- 3 役員は、総会において会員の中から選任し、会長、副会長は役員の間による。
- 4 会計監事は、総会において会員の中から選任する。任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

(会 計)

第7条 本会の会計は事務局がこれに当たる。

(機 関)

第8条 本会には、次の機関を置く。

(1) 定時総会

総会は、毎年度1回開催し、次の事項を決議する。

- ア 事業報告及び事業計画
- イ 年度予算及び予算
- ウ 規約の改廃
- エ 役員を選出
- オ 会計監査報告の承認
- カ その他役員会において本会運営に必要と認める事項

(2) 臨時総会

会長が必要と認めたとき、開催することができる。

(3) 役員会

役員会は会長、副会長、事務局で構成し、総会に付議すべき事項及びその他について協議決定する。但し、会長が必要と認めたときに、会員に意見を求めることができる。

(4) 委員会

会長が必要と認めたときに、会員に出席を求め、委員会を開催することができる。

(議 決)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、議事は出席全員の過半数の賛成により成立する。

(機密保持)

第10条 会員は、本会で知りえた会員企業の情報を他に漏らしてはならない。

(会 費)

第11条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の賦課、徴収については役員会の議決を経て、別に定める。

(入 会)

第12条 本会に入会を希望する場合は、別に定める入会届を会長に提出し、役員会の承認をえるものとする。

(退 会)

第13条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより退会できる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 解散、又は破産したとき。

(2) 会費を納入せず、催促後 60 日以内になお会費を納入しないとき。

(除名及び資格停止)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当すると役員会が判定した場合で、その経緯の説明を求めても、なお不適合と認めるときは、会長は当該会員の資格を一時停止または除名することができる。

(1) 本会の主旨や規約に反する行為を行った場合

(2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合

(3) その他会員として適当でない行為を行った場合

(会 計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他収入金をもってあてる。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第17条 この規約に定めるものの他は、その都度役員会で審議する。

第18条 この規約は平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附則

1 本会設立当初の役員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、この規約施行の日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。

入会金及び会費規定

- 第1条 本規定は、規約第 11 条に基づいて定めるものとする。
- 第2条 本会の会員の会費は、年額 3 万円とする。
入会金は無料とする。
納入された会費は返還しない。
- 第3条 会費は、毎年 4 月に一括納入するものとする。
但し期の途中入会の際は、入会月を含む期の残月数分を入会月に一括納入するものとする。
- 第4条 この規定は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附則